

災害時の備蓄不十分

食料や飲料水 児童・高齢者施設

神奈川 8.3.12

川崎

川崎市内の子ども文化センターや高齢者向け施設で、災害時の食料や飲料水の備蓄が十分に想定されていないことが明らかとなった。10日の市議会予算審査特別委員会で、高戸友子氏（川崎・維新の会）が質問し、帰宅困難者の発生も想定した備蓄の強化を訴えた。

市によると、市内に58カ所ある子ども文化センターでは災害時に施設利用中の児童が帰宅困難となった場合に備え、携帯トイレを配備している。数量は、職員

や利用者が一定時間滞在する可能性を想定し、計約1650人が2日間、1人当たり1日5回の使用を目安としている。一方で、食料や飲料水については保護者による引き取りを前提としているため、施設としての備蓄はクッキーやクラッカーなどのおやつや缶詰のシチューにとどまっているという。

高戸氏は、発災後にはすぐに保護者が迎えに来られるとは限らないと指摘し、「食料や飲料水についても利用児童を想定した備蓄の

必要がある」と述べた。

また、高齢者が利用する市内48カ所の「老人いこいの家」は災害時の備蓄量の基準が明確に定められておらず、指定管理者によって施設ごとに対応しているという。指定管理者は5年ごとに変更の可能性があるとを踏まえ、高戸氏は「災害時の備蓄という観点から市として備蓄品を配備することも検討すべきだ」と強調した。

子ども文化センターを所管する井上純こども未来局長は「近くの指定避難所への誘導を行うなどの対応をする」とした上で、「備蓄の費用は指定管理料で賄われている。指定管理者と協議、調整したい」と説明した。「老人いこいの家」についても、市は指定管理者と災害時の備蓄の在り方を改めて検証する方針を示した。

（小林 剛）